

バナナ通信

第59号

～沖縄県内のNPO法人向けの情報誌～



今号の内容：NPO法人に対する罰則（過料）について他

注目！ 2頁 NPO法上の義務について



3頁 "

4頁 罰則規定について／NPO法の一部改正について



NPO法人のみなさまへ

NPO法人は法令や定款に従い、そして、自らの情報を積極的に公開することにより、県民等からの信頼を得ていきます。

しかしながら、NPO法第29条に規定された事業報告書等の提出を怠り、督促を行っても提出がない法人があります。

このような法令を遵守しない一部のNPO法人のために、NPO法人全体の信頼を損ないかねません。

つきましては、今年度から、事業報告書等を2年提出しない法人にあっては、NPO法第80条第5号に該当する過料事件として当該法人の代表者の住所地を管轄する地方裁判所に対し過料事件通知書を送付することにしました。

NPO法人のみなさまは、今一度、NPO法を理解し適切な法人運営を行っていきましょう。

※「過料」(かりょう)とは、金銭を徴収する【制裁】のひとつですが、刑罰である罰金や科料とは異なり、いわゆる行政罰といわれるものです。



令和3年1月31日現在

- ・沖縄県内NPO法人 491法人
- ・沖縄県内認定NPO法人 6法人
- ・法人設立認証継続中の団体 2団体
- ・解散法人 累計 161団体
- ・認証取消 累計 121団体

発行日：令和3年2月19日

発 行：沖縄県NPOプラザ

(沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課内)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(3階)

TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789

E-mail: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html>





NPO法上の義務について



NPO法には、NPO法人が**やらなければならないこと**について定められています。1～6は義務の一部です。

1. 事業報告書等の備置き等及び閲覧

(法第14条、第28条)

(1) NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業実績の有無にかかわらず、事業報告書等を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所^(※1)に備え置かなければなりません。

(※1)その事務所とは、主たる事務所と従たる事務所です。

NPO法人が年1回作成し、事務所に備え置く書類

- ①事業報告書
- ②活動計算書
- ③貸借対照表

※活動計算書と貸借対照表を説明するものに「計算書類の注記」がありますので、作成をお願いします(該当事項がない場合は作成不要です)。

- ④財産目録
- ⑤年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿)
- ⑥前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名(法人の場合は名称及び代表者氏名)及び住所又は居所を記載した書面

(2) NPO法人は、設立当初の財産目録、役員名簿及び定款等をその事務所に備え置かなければなりません。

NPO法人が常に事務所に備え置く書類

- ①設立当初の財産目録
- ②役員名簿
- ③定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)

(3) NPO法人は、その社員その他利害関係人から下記の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければなりません。

- ① 事業報告書等(事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿)
- ② 役員名簿
- ③ 定款等(定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し)

2. 事業報告書等の提出(法第29条)

毎事業年度終了後、3か月以内に提出しなければなりません。

※3年以上未提出のNPO法人は、認証が取り消されます。

3. 役員変更等届出書の提出(法第23条)

・役員に変更があったとき

新任、任期満了、辞任、解任、死亡、住所変更、改姓など…

・役員に変更がなくても、改選の都度、届け出が必要です。

※改選の都度、代表者の登記をしましょう。

4. 定款変更に関する手続き(法第25条)

定款の変更をするときは、社員総会の議決を経て、所轄庁に定款変更認証申請又は定款変更届け出をしなければなりません。

・定款変更認証申請書 or 定款変更届出書

・総会の議事録(原本証明)

・新定款2部

・事業の変更がある場合、事業計画書2か年分及び活動予算書(活動予算書の注記含む)2か年分

〈役員変更等届出書、定款変更に関する手続き書類の提出について〉



特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き又は、沖縄県NPOプラザホームページをご参照ください。

5. 登記(法第7条)

NPO法人は、政令(組合等登記令)で定めるところにより、登記しなければなりません。登記する事項に変更が生じた時は、変更の登記をしなければなりません。

《登記する事項》

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

6. 貸借対照表の公告(法第28条の2)

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後は遅滞なく、定款で定める方法によりこれを公告しなければなりません。

知っていますか？

NPO法には罰則規定があります！

NPO法では、違反行為に対して、罰則規定を設けています。

○50万円以下の罰金に処せられる場合（法第77条、第78条）

○20万円以下の過料に処せられる場合（法第80条）

- ・組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき
 - ・備置きの規定（法第14条、法第28条等）に違反して書類を備置かず、また、記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
 - ・役員変更等の届出（法第23条第1項）、定款の変更（法第25条第6項）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
 - ・定款変更に係る登記事項証明書の届出（法第25条第7項）、事業報告書等の提出（法第29条）等の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき
- などがあります。

○10万円以下の過料に処せられる場合（法第81条）

NPO法の一部を改正する法律が成立しました。

公布日：令和2年12月9日 施行日：令和3年6月9日

〈主な改正内容〉



縦覧期間の短縮

- 設立認証の申請の必要書類の縦覧期間を、「1ヶ月」から「2週間」に短縮する。
- 所轄庁は、遅滞なく、縦覧事項をインターネットの利用等により公表する。
(この公表は、所轄庁による認証・不認証の決定までの間、行う。)



住所等の公表等の対象からの除外

- 設立認証の申請があった場合に所轄庁が公表・縦覧させる「役員名簿」
- 請求があった場合にNPO法人（認定・特例認定）が閲覧させる「役員名簿」「社員名簿」
- 請求があった場合に所轄庁が閲覧・謄写させる「役員名簿」「社員名簿」
これらについて、個人の住所・居所についての記載の部分を除く。



NPO法人（認定・特例認定）の提出書類の削減

- 「資産の譲渡に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とする。
(※引き続き、「書類の作成」「事務所への備置き」「事務所における閲覧」については、義務とする。)
- 「役員報酬規程」「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とする。

※法改正に関する情報は、内閣府NPOホームページに掲載されています。

その他、NPO法人に関する情報が掲載されていますのでご確認ください。